

## 全国近代化遺産活用連絡協議会規約

(名称)

第1条 本会は、全国近代化遺産活用連絡協議会（略称「全近」）という。

(組織)

第2条 本会は、国及び地方公共団体指定の近代の建造物または登録文化財、またはそれらと同等の価値を有する建造物（以下「登録文化財等」という）の所在する市区町村をもって組織する。

- 2 主旨に賛同する都道府県は、特別会員として加盟することが出来る。
- 3 主旨に賛同する法人または特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に規定する特定非営利活動法人等は、賛助会員として加盟することが出来る。
- 4 主旨に賛同する個人または任意団体は、協力会員として加盟することが出来る。

(目的)

第3条 本会は、加盟市区町村を中心として各会員の連携を図り、登録文化財等の保存と活用を推進し、もって文化財保護の一層の充実を図ることを目的とする。

- 2 前項により、伝統産業等を活かした地域振興、歴史的町並みの保存、地域資源を活かした新たな文化的な観光の創出等の地域活性化に資することとする。

(事務及び事務局)

第4条 本会の事務は、会長所在の市区町村担当部局が行う。

- 2 賛助会員は、役員会の承認を得て、前項に定める事務を補佐することが出来る。
- 3 事務局は、会長所在の市区町村担当部局又はそれを補佐する賛助会員の主たる事務所に置く。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
監事	2名

- 2 会長・副会長及び監事は、総会において選任する。
- 3 役員の内任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(名誉顧問および顧問)

第6条 本会の発展のため、学識経験者の中から名誉顧問および顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問および顧問は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。任期は名誉顧問が5年、顧問が2年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 名誉顧問および顧問は、本会の目的達成のため、必要な事項について会長に対し指導・助言をすることができる。
- 4 名誉顧問および顧問は協力者の中から委員を選び、調査研究を指示する。

(役員の内務)

第7条 会長は、本会の事務を総理し、本会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- 3 監事は、会計を監査する。

(幹事)

第8条 別表1に示すブロックごとに2名の幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、役員会から委嘱された事項について審議するため、幹事会を開催することができる。
- 3 幹事の内任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(協力者会議の設置等)

第9条 協力者会議は、名誉顧問および顧問を補佐する目的で、登録文化財等の活用に関するさまざまな事項について、具体的かつ網羅的な調査や研究を行うものとする。

2 協力者会議は、名誉顧問および顧問を座長とし、委員は有識者15人程度で構成するものとする。有識者としては、各方面で活躍している専門家や研究者等の識者、加盟市町村出身の識者等とする。

3 委員は、本会が委嘱する。また、委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 必要があるときは、協力者会議に特別委員をおくことができる。

(会議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会及び幹事会とし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長があたる。但し、総会の議長は、開催地の市区町村長が当たる。

3 議事は出席会員の過半数の同意を得て成立する。

(経費)

第11条 本会に必要な経費は、毎年度会費として加盟市区町村、賛助会員及び協力会員が分担するものとする。

2 前項の規定する会費の額は、別表2のとおりとする。

(予算・決算)

第12条 予算、決算及び事業計画は、総会によって決定する。

(規約の改正)

第13条 この規約の改正は、総会の議により決定する。

(その他)

第14条 この規約の定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

(附則)

この規約は、平成9年11月22日から施行する。ただし、第10条については、平成10年4月1日から施行する。

平成10年11月2日 (一部改正)

平成11年11月16日 (一部改正)

平成17年7月7日 (一部改正)

平成21年7月23日 (一部改正)

平成22年7月15日 (一部改正)

令和元年7月24日 (一部改正)

別表1

ブロック名	都 道 府 県 名
北海道・東北ブロック (7道県)	北海道・青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東・甲信越ブロック (10都県)	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・新潟県
東海・北陸ブロック (7県)	富山県・石川県・福井県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県
近畿ブロック (6府県)	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県
中国・四国ブロック (9県)	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州・沖縄ブロック (8県)	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県

別表2

区分	金額
市・区	20,000円
町・村	10,000円
賛助会員	1口 20,000円(1口以上)
協力会員	1口 3,000円(1口以上)